

燃 料 買 入 仕 様 書

第二管区海上保安本部

1 目 的

本仕様は、海上保安庁が購入する船舶用主燃料について適用する。

2 件 名

(尾道地区) A重油買入 (単価契約)

3 品名・規格及び予定数量

品 目	規 格	単 位	予 定 数 量	備 考
A重油	1種1号 (硫黄分0.5質量%以下) (JIS K2205)	KL	94	バージ渡し

4 履行期限

令和2年3月30日

5 履行(納入)場所

広島県尾道市瀬戸田町沢266-6
内海造船株式会社瀬戸田工場内 巡視船きたかみ船内タンク (予定数量46KL)
巡視船なついで船内タンク (予定数量48KL)

6 契約方法

- (1) 本件は、1KL当たりの単価契約とする。
- (2) 経済情勢の変動その他の事由により、契約単価の変更を要するときは、協議により変更することができる。

7 納入方法

- (1) 指定された各船舶船内タンクへ直接納入すること。
- (2) 請負業者は、契約日に連絡体制表を提出すること。
- (3) 搭載日時は、各納入先巡視船担当官より事前に通知するので連絡を受けた請負業者は、指定日時に指定数量を納入すること。
- (4) 納入に際しては、請負業者等が必ず立ち会うこと。
- (5) 納入数量は、15℃における石油温度換算数量とする。
- (6) 納入に要する必要経費及び納入完了までに請負業者の瑕疵により発生した全ての事故の補償等の経費は、全て請負業者負担とする。
- (7) 納入にあたっては、関係法令を遵守し、漏油防止対策を十分に行うこと。

8 検 査

- (1) 納入時、各納入先巡視船検査職員による検査を受けること。
- (2) 納入数量が、10KL以上の場合には、納入前に当該燃料の性状試験成績証等、検査に必要な書類を検査職員に提出すること。
- (3) 必要に応じて、納入された油類を採取し、試験機関に分析試験を依頼することがある。
なお、その際の採取等に要する経費一切は請負業者負担とする。

9 支払方法

納入検査合格後、一括で支払うものとする。

10 その他

- (1) 上記数量は、予定数量を示したものであり、実際の納入数量に増減が生じても異議の申立ては行わないものとし、また数量の減に伴う補償的な措置は講じないものとする。
- (2) 法令に定められた書類及び試料の提出を求められた場合は、これに応じること。
- (3) 納入にあたり、業務上知り得た事項に関し、これを他人に漏らし、又は他に利用してはならない。
- (4) この仕様書に疑義が生じた場合は、第二管区海上保安本部経理補給部補給課担当職員に連絡し協議のうえ、その指示に従うこと。